



健 発 0527 第 3 号

令和 2 年 5 月 27 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号。以下「基準通知」という。）により実施されているところです。

この度、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会の審議結果を踏まえ、基準通知の別添 2（各臓器の移植希望者（レシピエント）選択基準）のうち、肺移植希望者（レシピエント）選択基準及び心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準を別添の新旧対照表のとおり改正することとしました。

本改正は、令和 2 年 6 月 24 日から適用することとし、別添のとおり公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長あて通知しましたので、御了知願うとともに、貴管内の医療機関等に対する周知につきまして御配慮願います。

